（任意特定適用事業所の取消しの申出）

第二十三条の三の四　年金機能強化法附則第四十六条第八項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、同時に年金機能強化法附則第十七条第八項の申出を行うときは、当該申出書にその旨を併記しなければならない。

一　事業所（事業主が法人であるときは、本店又は主たる事業所）の名称及び所在地

二　事業主が法人であるときは、法人番号

2　前項の申出書には、年金機能強化法附則第四十六条第八項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

第二十三条の四第五号中「（昭和二十二年法律第四十九号）」を削る。

第三十八条第一項第二号中「弟妹」を「兄弟姉妹」に改める。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「弟妹」を「兄弟姉妹」に改める。

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第三条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三第一項中「附則第十七条第一項」を「附則第十七条第十二項」に改め、「及び次条第一項」及び「国、地方公共団体又は」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（四分の三以上代表者）

第十四条の三の二　年金機能強化法附則第十七条第二項第二号イ及び同条第八項第二号イに規定する四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者（以下この条において「四分の三以上代表者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一　労働基準法第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。

二　四分の三以上代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であること。

2　前項第一号に該当する者がいない事業主が同一である一又は二以上の適用事業所にあつては、四分の三以上代表者は同項第二号に該当する者とする。

3　事業主は、当該事業主に使用される者が四分の三以上代表者であること若しくは四分の三以上代表者になろうとしたこと又は四分の三以上代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしないようにしなければならない。

第十四条の四第一項第一号中「国、地方公共団体又は」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「国、地方公共団体又は」を削り、同号を同項第二号とし、同条の次に次の三条を加える。

（過半数代表者）

第十四条の五　年金機能強化法附則第十七条第五項第二号イに規定する二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者（以下この条において「過半数代表者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一　労働基準法第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。

二　過半数代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であること。

2　前項第一号に該当する者がいない事業主が同一である一又は二以上の適用事業所にあつては、過半数代表者は同項第二号に該当する者とする。

3　事業主は、当該事業主に使用される者が過半数代表者であること若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしないようにしなければならない。

（任意特定適用事業所の申出）

第十四条の六　年金機能強化法附則第十七条第五項の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、同時に健康保険法施行規則第二十三条の三の規定によつて申出書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一　事業所（事業主が法人であるときは、本店又は主たる事業所）の名称及び所在地

二　事業主が法人であるときは、法人番号

2　前項の申出書には、年金機能強化法附則第十七条第五項に規定する同意を得たことを証する書類を添えなければならない。

（過半数代表者）

第十四条の五　年金機能強化法附則第十七条第五項第二号イに規定する二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者（以下この条において「過半数代表者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一　労働基準法第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。

二　過半数代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出されること。

2　前項第一号に該当する者がいない事業主が同一である一又は二以上の適用事業所にあつては、過半数代表者は同項第二号に該当する者とする。

3　事業主は、当該事業主に使用される者が過半数代表者であること若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしないようにしなければならない。

（任意特定適用事業所の申出）

第十四条の六　年金機能強化法附則第十七条第五項の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、同時に健康保険法施行規則第二十三条の三の規定によつて申出書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一　事業所（事業主が法人であるときは、本店又は主たる事業所）の名称及び所在地

二　事業主が法人であるときは、法人番号

2　前項の申出書には、年金機能強化法附則第十七条第八項に規定する同意を得たことを証する書類を添えなければならない。

（健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年厚生労働省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「附則第十七条第一項」を「附則第十七条第十二項」に改め、「の適用事業所」の下に「（国又は地方公共団体の適用事業所を除く。）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第五項の申出を行った場合の厚生年金保険法施行規則第十条の四の規定による七十歳以上の使用される者の要件の適用）

2　公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律第七条の規定による改正後の公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第十七条第十二項に規定する特定適用事業所以外の適用事業所（国又は地方公共団体の適用事業所を除く。）の事業主が同条第五項の申出を行った場合には、当該適用事業所に使用される七十歳以上の者であって、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者（以下「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当するものについては、当該申出が受理された日以後においては、第四条の規定による改正後の健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令附則第五条の規定は、適用しない。

○経済産業省令第十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、計量法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月九日

経済産業大臣　世耕　弘成

計量法関係手数料規則の一部を改正する省令

計量法関係手数料規則（平成五年通商産業省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一第七号中「六万四千九百円」を「十五万五百円」に、同表第八号イ中「六万四千九百円」を「十五万五百円」に、同号ロ中「三万八千三百円」を「十一万二千二百円」に、同表第九号中「六万四千九百円」を「十五万五百円」に改める。

別表第二第七号イ中「六千三百円」を「一万九千円」に、同号ロ中「六千三百円」を「六千五百円」に、同号ハ中「二万千九百円」を「二万二千七百円」に、同号ニ中「二万千三百円」を「二万二千五百円」に、同号ホ中「十六万八千三百円」を「二十五万九千百円」に、「三万二千二百円」を「四万九千六百円」に、「九千四百円」を「一万四千百円」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。